

# 第1章 基本的な方針

## 1 計画の基本的考え方

### (1) 根拠

特措法第8条で規定する市町村行動計画（以下、「市行動計画」という。）

### (2) 対象とする感染症

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### (3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、特措法第8条第1項で規定のとおり都行動計画に基づいて策定されなければならないことはもとより、政府行動計画、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議・平成25年6月26日）及び同ガイドライン付属資料「新型インフルエンザ等対策における国・都道府県・市町村の役割分担について」等との整合性に注意を払い策定した。

内容としては、市が実施する措置等を病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等の様々な状況にも対応できるよう発生段階別に対策の選択肢を示すもので、もって、新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小とすることを目的とするものである。

また、国、都、医療機関等、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、それぞれの新型インフルエンザ等対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

### (4) 計画の推進

新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から実施体制の整備、マニュアルの作成、資器材の整備、研修・訓練など対策の推進を図る。

### (5) 計画の改定

市行動計画は、都行動計画等の見直しがあった場合は、適時適切に変更を行うものとする。

## 2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し，市民の生命及び健康を保護する
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

特措法第1条

新型インフルエンザ等は，ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため，ひとたび発生すると世界的な大流行（パンデミック）となり，大きな健康被害とこれに伴う様々な社会的影響をもたらすことが懸念されており，新型インフルエンザ等対策の目的は，これらの被害や影響を最小化することにある。

新型インフルエンザ等は，長期的には国民の多くが罹患するものであるが，患者の発生が一定の期間に集中することにより，患者数が医療提供のキャパシティを超え必要な医療を受けられない人が多数発生するという事態も想定される。

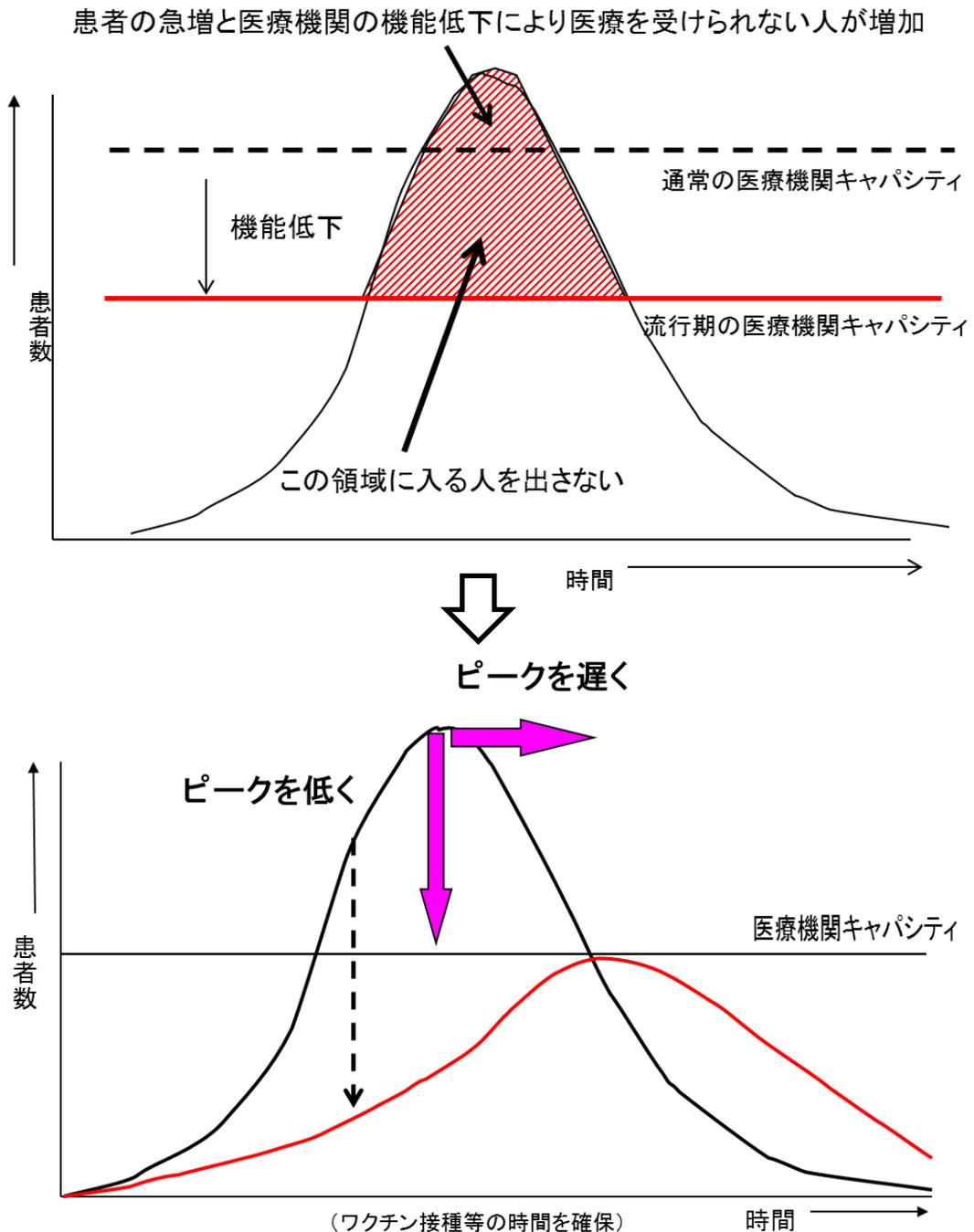
このような事態を回避するため，新型インフルエンザ等対策では，あらゆる対策を講じることにより感染拡大を可能な限り抑制することが必要となる。

また，事業者においては，新型インフルエンザ等の流行により従業員の欠勤が多数に上り，あらゆる業種において機能が低下し，市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態も考えられることから，限られた人員により必要な業務を継続できるための対策が求められる。

### 3 対策の基本的考え方

長期的には、国民の多くが罹患するという前提のもと、目的を達成するため以下の考えに基づき各種対策を講じる。

#### <対策の効果 概念図>



患者数のピークを抑えるとともに感染拡大を遅らせることにより、必要な医療が受けられない人を出さないほか、社会機能の低下を防ぐ。

これにより、ワクチン製造から接種にかかるまでの時間を確保し、感染前の段階で一人でも多くの市民にワクチン接種することが可能となり、健康被害の軽減につながるとともに医療機関の負荷が軽減できる。

## 4 発生時の被害想定

新型インフルエンザの毒性の強さや流行規模等は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるものであり、発生前にその毒性の強さや流行規模を正確に予測することは困難とされている。

これを踏まえて、流行規模等の予測には、都行動計画（平成25年11月）の考え方を採用することとし、これを市の人口（平成26年4月1日時点：223,947人）に置き換えて、下表のとおり算出した。

都の流行予測に倣い「市民の30%が罹患する」との流行予測を行った場合、医療機関を受診する患者数は、入院・外来を合わせて約67,180人程度と推計される。

ただし、これらの人数は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定したものである。

また、死亡割合についてはアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考にしている。

被害想定		東京都	調布市
流行予測による健康被害	患者数	3,785,000人	67,180人
	外来受診者数	3,785,000人	67,180人
	入院患者数	291,200人	5,170人
	死亡者数 (※インフルエンザ関連死亡者数)	14,100人	250人
流行予測のピーク時の健康被害	1日新規外来患者数	49,300人	880人
	1日最大患者数	373,200人	6,620人
	1日新規入院患者数	3,800人	70人

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

### 《参考》 国の被害想定

- 罹患割合：国民の25%が罹患すると想定
- 患者数：約1,300万人～約2,500万人
- 入院患者数：約53万人～約200万人
- 死亡者数：約17万人～約64万人

## 5 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、流行状況に応じて切り替えて講ずることが有効であることから、流行状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策を定めておかなければならない。

発生段階は、都行動計画で示す区分と同様に、①未発生期、②海外発生期、③国内発生早期（都内では未発生）、④都内発生早期、⑤都内感染期、⑥小康期の全6区分とする。

発生段階の移行については、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下、「都対策本部」という。）（本部長：都知事）が、都行動計画に基づき決定する。

また、対策の移行については、基本的に発生段階の移行と併せて都内一斉に行われるものであるが、市内、近隣市または近隣県の流行状況によって、都と協議のうえ、都内一斉に切り替わる必要があるものなどを除き、対策を前倒しして実施することがある。

なお、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）を行った場合は、特措法第34条に基づく調布市新型インフルエンザ等対策本部（以下、市対策本部という。）（本部長：市長）において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

<新型インフルエンザ等の発生段階>

東京都			調布市	状態
未発生期			未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期			海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期			国内発生早期 (都内未発生期)	国内で患者が発生しているものの、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができ、都内では患者が未だ発生していない状態
都内発生早期			都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
都内感染期	※医療体制	第一ステージ	都内感染期	都内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		第二ステージ		
		第三ステージ		
小康期			小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※

第一ステージ (通常の通院体制)

患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態

第二ステージ (院内体制の強化)

流行注意報発令レベル (10人/定点) を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態

第三ステージ (緊急体制)

流行警報発令レベル (30人/定点) を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態

## 6 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等対策を実施するうえで以下の点について留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、市民の権利や自由に関わる場合は、基本的人権の尊重に留意しなければならない。

### (2) 公平性の確保

特措法に基づいて市が実施する住民接種は、ワクチンの供給量に合わせて順次実施することになる。この場合、接種場所、接種順位等について、あらかじめ、公平性に十分配慮のうえ、計画的に実施しなければならない。

### (3) 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、万が一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計がされている。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言下では、市民生活や経済に影響が大きいと予想される措置も選択肢として含まれており、これらの策を講ずる場合は、必要性和市民生活や経済への影響を十分考慮することに留意する。

### (4) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市対策本部長（市長）は、都対策本部長（都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有及び連携を図りつつ相互に協力しながら対策を推進する。

### (5) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し公表する。